

長野県中小企業団体中央会長 様

長野県産業労働部長

長野県石油商業組合への指導について（依頼）

県では、長野県石油商業組合（以下、「石商」という。）に対して、中小企業団体の組織に関する法律第 92 条の規定により、令和 7 年 6 月 30 日に公表された石商組合第三者委員会の報告書を踏まえた事実関係の報告及び「再発防止策及び今後への提言」への石商の対応について、報告の徴収を行ってきました。また、下記 1 の 4 つの対応を組合に対して、重ねて求めてきたところです。しかしながら、依然、県民への説明責任が果たされておらず、具体的な対応が明確になっていないものもあるなど、県民の信頼回復には至っていない状況です。

貴会には、中小企業等協同組合法第 74 条第 1 項第 1 号により、これまででも県と連携・協力して、石商に対して指導いただいているところですが、引き続き、下記の事項について指導をお願いします。

記

1 県がこれまで実施を求めてきた「4 つの対応」に関する事項

- (1) 公正取引委員会の調査に協力すること
- (2) 県民への信頼回復に努め、県民に対する説明責任を果たすこと
- (3) 組織としてガバナンスを確立し、コンプライアンスを遵守すること
- (4) 再発防止の申し合わせや宣言の実施について、県民に向けてしっかりと説明を行うこと

2 個別の事項

- (1) 県が求めてきた、これまでの事実関係や、下記を含めた今後の対応、再発防止策等について、県に報告すること
 - ・ コンプライアンス委員会で取り組む方向性や実施状況
 - ・ 公益通報窓口設置の検討状況
- (2) 石商自ら主体的に考え、行動し、県民に対して、これまでの総括や再発防止策等について、丁寧に説明を行い、信頼を回復すること
- (3) 石商組合第三者委員会の報告で指摘されたことについて、真摯に対応するとともに、今後、公正取引委員会による調査結果が出た際には、厳正な対処、再発防止を確実に行うこと。

3 指導状況の報告

指導状況について、産業政策課まで報告をお願いします。

産業労働部 産業政策課 団体・サービス産業振興係
(担当) 小岩井
電話 026-235-7218 (直通)
FAX 026-235-7496
E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp